

苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会規程

規則第72号

制 定 平成21年 2月 1日

一部改正 平成27年 3月10日

一部改正 平成28年 1月26日

(趣旨)

第1条 苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センター（以下「センター」という。）規程第14条第2項の規定に基づき、苫小牧工業高等専門学校技術教育支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの組織運営に係る全般的事項
- 二 センター職員の研修及び採用計画に関する事項
- 三 その他センターに関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長（教務主事）
- 二 副校長（専攻科長）
- 三 学術情報センター長
- 四 地域共同研究センター長
- 五 技術教育支援センター長
- 六 事務部長
- 七 技術長及び副技術長
- 八 その他校長が指名した者

(任期)

第4条 前条第八号の委員は、校長が委嘱し、委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、技術教育支援センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるとき、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 委員会に特定の事項を調査・検討及び点検・検証するため、専門部会を置くことができる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会において審議された事項を統括し校長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。